

第1回 公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会 議事要旨

- 1 日 時 平成22年2月10日（水） 10:00～12:15
- 2 場 所 農林水産省統計部第1会議室（北別館3階、ドア番号314）
- 3 出席者
（委員） 椿広計座長、助川正文委員、安倍澄子委員
（事務局） 統計企画課、生産流通消費統計課、消費統計室
- 4 議 題
（1） 開催要領の一部改正について（報告）
（2） 平成20年度市場化テスト対象3調査の実施状況（案）について
（3） その他
- 5 議事及び要旨
事務局から、本検討会の名称変更及び開催要領の一部改正について報告後、各調査ごとの実施状況（案）について説明、質疑を経た後、実施状況（案）についての修正は座長の一任を得た。
委員からの主な質疑は以下のとおり。（○：委員からの発言、→：事務局からの発言）

【質 疑】

- （1） 牛乳乳製品統計調査
 - 基礎調査の調査拒否及び調査票の回収拒否はどのような理由か。
→ 事業の規模を縮小したことや、他機関へ提出している同様の報告があること、業務が忙しいことである。
 - 実施経費はどの期間か。また、機器整備費とは具体的に何か。
→ 平成21年調査にかかった経費である。機器整備費は、事務所移転に伴い、サーバを購入したものである。この経費は次年度は出てこない。
 - サーバは業務特有の経費といえないので、実施経費に入れるべきではない。
 - 次期は同じ業者が業務を受託しない可能性があり、その場合、機器等は無駄になる可能性がある一方で、新たな業者は初期投資を行う必要があるなど、民間委託の弊害がみられる。
 - 見積額が実施経費を大きく上回っているが、次年度以降削減できるのか。
→ 初年度はシステムの開発を行い、その経費も計上されている。また、調査精度を維持するために、人員の増員、システムの改善も行った。
次年度は、初年度の経験から人件費等の改善が図られるものとする。
 - 国が調査協力についてバックアップするにしても、多忙を理由に調査拒否が出現したことで、今後同じ理由で調査拒否が発生しないように注意を払う必要がある。

- 調査における専門的知見が必要とあるが、具体的には何か。
- 複雑な乳製品の流通工程等の知識や専門用語等である。

(2) 生鮮食料品価格・販売動向調査

- 調査票の回収率の目標は達成されたものの、1～9月調査まで民間事業者で実質審査が行われなかったことは問題。これはどのような理由か。
- この調査は四半期毎に調査票を国に提出することとなっており、1度目の提出時点から、調査責任者に指導をしたものの、社内での連絡体制の不備により、体制整備を行わなかったことによる。
- 疑義照会が国が行った場合に比べ多くなっているが、その理由は何か。
- 当調査は、生鮮野菜の標準品、特別栽培品、有機栽培品及び輸入品の価格を調査しているが、その価格の妥当性について確認が必要なためである。また、生鮮野菜の流通に関する専門的知見がないことも影響していると考えられる。
なお、当調査は入札監理小委員会の議論において、比較的専門性が低いと思われたため、専門的知見が必須項目から加点項目に変更された経緯がある。
- 審査体制の不備があり、国側でその分のコストが掛ったことは実施状況に明示する必要。また、専門的知見については、次回の実施要項には必須項目をどのように記述するか検討する必要がある。

(3) 木材価格統計調査

- 疑義照会が未完了のまま、国に報告され、最終的には公表値が修正されることになったのは問題。また、この調査においても専門的知見の必要性が挙げられているが何か。
- 木材業界の実態等が必要と思われる。
- 5名体制から9人体制になったわりには人件費が増加していないが、理由は何か。
- 業務量自体は大幅に増加したのではなく、一時的に集中するため、大勢の人間で対応することで一人当たりの業務時間が短くなることで微増となった。
- これらの問題は、新たな落札者が業務を開始するたびに起こりうる問題である。
入札監理小委員会においては、回収率のみが質の議論としてあがるが、審査体制等についても議論する必要がある。

- 以上 -